

令和5年度川崎市市制100周年記念事業
「川崎市内をほっこりポスターで塗りつぶせ」実施委託仕様書

1 目的

本市においては「これからコミュニティ施策に基づく基本的考え方」に基づき、「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成を基本理念として、地域に「まちのひろば」を広げるための様々な取組を進めている。

また、川崎市は令和6年度に迎える市制施行100周年に向けて、準備期間である令和5年度より、様々な事業や取組を活用したPR活動を展開し、市制100周年の機運醸成を図ることとしている。

これらを背景とし、市制100周年を契機として、つながりや支えあいの大切さを再認識してもらい、本市のコミュニティ施策を効果的・効率的に推進するため、多様なつながりの中で支えあっている人たちや支えられた思い出の場所にフォーカスした100人100通りのポスターを作成し、市内各所に掲出するものである。

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 実施概要

(1) 対象者からのエピソード等の聴取

(2) 対象者や思い出の場所等の写真撮影

(3) ポスター制作

デザイン、レイアウト、キャッチコピー、版下の制作及び成果物の印刷

ア 規格 A2（縦）片面、カラー、マットコート紙135kg以上

イ 数量 320枚（内訳：40種類×8枚）

※個別ポスターについては、全体として統一感が出るようにデザインすること。

(4) 展示用集約ポスター制作

(3)のポスターデータ10種類分を集約したデザイン、レイアウト、版下の制作及び成果物の印刷

ア 規格 A1（縦または横）片面、カラー、マットコート紙135kg以上

イ 数量 8枚（内訳：4種類×2枚）

(5) PR活動

制作したポスター等を活用して本事業を周知するため、効果的なPR活動を行う。

※実施スケジュール案（最終的なスケジュールは協議の上で決定）

4月～	5～8月頃	8月頃～	9月頃～	1月頃～	3月末
候補者抽出、 照会（市）	庁内調整、対 象者の選定 （市）	対象者確定、 打診（市）	・インタビュー 及び撮影 ・ポスター作成	・広報、ポスター 掲出（市） ・2次公募（市）	公募〆切 （市）

4 委託内容

(1) エピソード等の聴取

受注者は、候補となる対象者の掘り起こしを行うとともに、発注者が選定した対象者から、これまでにつながりや支え合いを感じた思い出の場所やエピソードを聴取すること。なお、聴取方法については、必ずしも対面でのインタビューによらなくても良いこととする。聴取内容は 200 字以内にまとめ、ポスターに反映すること。

(2) 対象者等の写真撮影

(1) で得られたエピソードと合致した対象者や思い出の場所等の写真を撮影する。なお、対象者からの写真提供その他の方法により入手した撮影データを使用しても良いこととする。

(3) ポスターの制作

対象者毎に (1)、(2) を効果的に組み合わせたポスターを制作する。

ア コンセプト

100 種類のポスターの統一感を持たせるよう、多くの市民の共感を得られる共通の「キャッチコピー」を提示することとし、デザインや「キャッチコピー」などの中に、人と人とのつながりや支え合いの大切さ及び市制 100 周年を感じられるものとする。なお、最終的な内容は、発注者との協議の上で決定する。

イ デザイン

(2) を中心に、(1) とキャッチコピーが配置された、見た人の興味を惹く、効果的かつ訴求力の高いデザインとする。

ウ 制作業務

企画提案、一連の編集業務及びレイアウト・デザイン制作業務を行うこと。

(ア) 受注者は、テーマ、デザイン、スケジュール等について、事前に発注者と打合せを行い、工程表を作成し、進行管理を適切に行うこと。

(イ) 取材、写真撮影等については、原則として受注者が対象者へのアポイントを取るなどのスケジュール管理を行うこと。

(ウ) 制作方針に変更が生じた場合には、双方の協議の上対応すること。

(エ) 業務に伴う機材、交通費、取材費、有償素材の使用料などの制作にかかるすべての費用は、受注者の負担とする。

(オ) 市制 100 周年のロゴ等発注者が保有するデータについては、発注者が別途支給する。

エ 校正

状況に応じて、2 回程度の校正に対応すること。受注者は、発注者から指定された日時までに校正原稿を完成させ、指定された様式で発注者、対象者双方へ送付すること。

オ 納品

受注者は、発注者から指定された日時までに校了し、校了後は完成ポスターを発注者が指定するサイズ及び枚数にて印刷し、発注者及び対象者が指定する場所に納品すること。なお、完成原稿は、PDF ファイル、画像ファイル (JPEG 形式)、レイアウト原稿データ (ai 形式) を含むものとする。

カ 色校正

発注者 (と受注者双方) が印刷されたものの色調、文字化け、汚れなどの確認後に校了する。なお、修正が必要な場合は、原則として受注者の作業として速やかに修正を行い、発注者が問題ないことを確認した後、印刷すること。

(4) 展示用集約ポスターの制作

(3) で制作したポスターデータを集約した展示用のポスターを制作する。

ア 制作業務

企画提案、一連の編集業務及びレイアウト・デザイン制作業務を行うこと。

(ア) 受注者は、テーマ、デザイン、スケジュール等について、事前に発注者と打合せを行い、工程表を作成し、進行管理を適切に行うこと。

(イ) 制作方針に変更が生じた場合には、双方の協議の上対応すること。

(ウ) 業務に伴う機材、交通費、取材費、有償素材の使用料などの制作にかかるすべての費用は、受注者の負担とする。

(エ) 市制 100 周年のロゴ等発注者が保有するデータについては、発注者が別途支給する。

イ 校正

状況に応じて1回の校正に対応すること。受注者は、発注者から指定された日時までに校正原稿を完成させ、指定された様式で発注者へ送付すること。

ウ 納品

受注者は、発注者から指定された日時までに校了し、校了後は完成ポスターを発注者が指定するサイズ及び枚数にて印刷し、発注者が指定する方法で、発注者が指定する場所に納品すること。なお、完成原稿は、PDF ファイル、画像ファイル (JPEG 形式)、レイアウト原稿データ (ai 形式) を含むものとする。

エ 色校正

発注者（と受注者双方）が印刷されたものの色調、文字化け、汚れなどの確認後に校了する。なお、修正が必要な場合は、原則として受注者の作業として速やかに修正を行い、発注者が問題ないことを確認した後、印刷すること。

(5) PR 活動

(3) で制作したポスター等を活用して本事業を広く周知するため、ポスターにゆかりのある場所等へのポスター掲出や効果的な広報媒体等を活用した PR 活動を行う。なお、PR 活動を行うにあたり、3 (3) 及び3 (4) で示した枚数を超えて印刷することや他の手法を用いることは差し支えない。

5 報告

受注者は、本業務を遅滞なく履行し、発注者が指定する日までに完了報告を行い、検査を受けること。なお、報告は書面により行う。

業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、発注者の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。

6 その他遵守事項

(1) 本契約に係る成果物（ポスター写真、デザイン、イラストなど）の著作権、著作権等の権利は、全て発注者に帰属するものとする。また、発注者は、成果物について、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとし、成果物の意匠を改変して使用することができる。

(2) 成果物や業務を遂行するために発注者から提供された資料等を、発注者の許可なく第三者へ提供及び受託業務以外の目的で使用してはならない。

(3) 業務の履行に際して入手したデータの管理にあたっては、個人情報や著作権を侵害することのないよう適切に行うこと。また、データ管理を徹底すること。

(4) 写真撮影を行う際は、肖像権等、あらゆる権利関係に配慮し、取材先及び写真に写る人物に意図を説明し、了承を得ること（撮影対象が未成年の場合は、その保護者に了承を得ること）

と。)

- (5) 取材及び撮影時に事故等が発生し、取材対象または第三者に損害等を与えた場合には、誠意をもって当事者に対応するとともに、速やかに発注者に報告すること。
- (6) 受注者は、業務の全部または大部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (7) 業務の進捗状況について、発注者に報告すること。
- (8) 制作過程における作業スケジュールの変更など、当該業務の円滑な履行については、迅速、柔軟に対応すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、発注者との協議の上で決定すること。